

## ■補足事項

新旧対照表に記載のない下記項目について、国土交通省より情報が提供され次第、改定を行う予定です。(令和2年4月1日からの継続事項。)

- 墜落防止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算対応  
令和2年4月1日単価適用日のものから適用する。(変更対応)